

住まいを守る 法律スタート!

新築住宅の購入が、
より安心に。

住宅瑕疵担保履行法の施行について

平成21年10月1日より住宅瑕疵担保履行法が施行され住宅を供給する事業者(建設業者又は宅地建物取引業者)は、この法律によって、住宅品質確保促進法に基づく10年間の瑕疵担保責任(無料補修等を行う責任)を果たすために必要な資力を、「保険の加入」または「保証金の供託」により確保することが義務となります。対象は平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅です。



(財)茨城県建築センターが取り扱う保険について

住宅瑕疵担保責任保険ご案内

当センターでは、平成21年9月1日より以下の保険法人(国土交通省指定)の保険を取り扱っておりますので、是非ご活用下さい。

- 1 まもりすまい保険(統括事務機関) (財)住宅保証機構 <http://www.how.or.jp/>
- 2 あんしん住宅瑕疵保険(取次店) (株)住宅あんしん保証 <http://www.j-anshin.co.jp/>
- 3 JIOわが家の保険(取次店) (株)日本住宅保証検査機構 <http://www.jio-kensa.co.jp/>
- 4 ハウスプラスすまい保険(取次店) ハウスプラス住宅保証(株) <http://www.houseplus.co.jp/>

※ハウスプラスすまい保険については平成21年10月頃取り扱い開始予定です。

ワンストップサービスについて

(財)茨城県建築センターでは建築確認申請と併せて4つの保険について申し込みを受付しております。希望の保険についてご用命下さい。



財団法人 茨城県建築センター

※営業時間/午前9時~午後6時まで(第2・4・5土曜及び日・祝日を除く)

お問い合わせは

■本部事務所(水戸市)
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-30
TEL.029-305-7300 FAX.029-305-7310

■県南事務所(つくば市)
〒305-0035 茨城県つくば市松代1-18-1
TEL.029-860-8088 FAX.029-860-8090

■県西事務所(古河市)
〒306-0126 茨城県古河市諸川1064-1三友ビル5F
TEL.0280-75-2600 FAX.0280-75-2603